

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年11月13日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300220号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300108号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を令和2年12月1日から同年6月1日に訂正し、同年6月から同年11月までの標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

令和2年6月1日から同年7月1日までの期間及び同年8月1日から同年12月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和2年6月1日から同年7月1日までの期間及び同年8月1日から同年12月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

令和2年7月1日から同年8月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和2年6月1日から同年12月1日まで

A社において厚生年金保険の被保険者となるべき期間のうち、令和2年6月1日から同年8月1日までの期間が未加入とされ、同年8月1日から同年12月1日までの期間が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)とされているが、当該記録は、会社が日本年金機構から返戻された厚生年金保険被保険者資格取得届を再提出していなかったことから生じたものであり、請求期間に係る厚生年金保険料は、令和4年2月22日に会社の口座に振り込んでいるので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された被保険者兼労働者名簿、個人別勤務結果表及び賃金台帳により、請求者が請求期間において同社に勤務し、同社から給与の支払を受けていたことが認められる。

請求期間のうち、令和2年6月1日から同年7月1日までの期間及び同年8月1日から同年12月1日までの期間については、B社から提出された上記の賃金台帳、入金連絡表及び個人負

担額が記載された内訳書（以下「入金連絡表等」という。）により、請求者は、それぞれの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除をしていたと認められる保険料額又は標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額に見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、令和2年6月及び同年8月から同年11月までの期間の標準報酬月額については、上記の入金連絡表等により確認できる厚生年金保険料控除額から、9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和2年6月及び同年8月から同年11月までの期間について、請求者の資格取得年月日を同年8月1日とする厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和5年1月17日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の令和2年6月1日から同年7月1日までの期間及び同年8月1日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、それぞれの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、令和2年7月1日から同年8月1日までの期間については、上記の入金連絡表等により、請求者は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められるものの、B社から提出された（支払）転記依頼書によると、当該期間に係る厚生年金保険料については、保険料を徴収する権利が時効により消滅する前の令和4年8月31日に請求者に対して返金されていることが確認できることから、厚生年金特例法第1条第1項の規定に該当しておらず、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することができない。

以上のことから、令和2年7月1日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料の控除は認められないものの、当該期間の標準報酬月額については、上記の賃金台帳及び日本年金機構の回答により、9万8,000円とすることが必要である。

なお、令和2年7月1日から同年8月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300320号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300109号

第1 結論

請求者のA社における平成30年12月28日の標準賞与額を68万5,000円に訂正することが必要である。

平成30年12月28日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年12月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年12月28日

A社に勤務した期間のうち、請求期間に係る標準賞与額の記録がない。賞与支払明細書を提出するので、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社が令和3年12月21日付けで行った年金記録訂正の一括請求において、年金事務所に提出した2018年(平成30年)12月分の賞与明細書及び請求者から提出された賞与支払明細書により、請求者は、請求期間に同社から68万5,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額68万5,000円に基づく厚生年金保険料を、事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が、請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の元事業主は、請求期間に係る賞与について、同社が解散したため対応が不可能であり、届出及び保険料納付を行ったか不明と回答している。

しかしながら、A社は、上述のとおり令和3年12月21日付けで請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の未提出により、従業員の標準賞与額の記録がないとして、年金記録訂正の一括請求を行い、記録の訂正が認められており、同社で社会保険の手続きを行っていた社会保険労務士は、請求者は当該一括請求時に既に退職していたため、その対象とすることができなかった旨陳述していることから、年金事務所は、請求者の平成30年12月28日

の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。